



IPEN 2010 年 2 月 12 日

世界水銀条約に関する IPEN の見解

情報源: IPEN Views on a Global Mercury

Treaty http://www.ipen.org/ipenweb/documents/work%20documents/ipenviews_mercury_treaty_2.pdf

訳: 安間 武 (化学物質問題市民研究会)

Translated by Takeshi Yasuma

Citizens Against Chemicals Pollution (CACCP)

掲載日: 2010 年 2 月 13 日

このページへのリンク:

http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/IPEN/IPEN_Views_on_Mercury_Treaty_jp.pdf

国際 POPs 廃絶ネットワーク (IPEN) は、100 か国以上の国で活動する健康と環境に関わる団体の世界のネットワークである。このネットワークは、もとは残留性有機汚染物質 (POPs) と呼ばれる一連の有害物質からヒト健康と環境を守るための世界条約の交渉を促進するために設立された。その後、政府による POPs に関するストックホルム条約の採択に続き、IPEN はその使命を POPs を超えて拡張し、現在は、有害化学物質への暴露によって引き起こされる危害から健康と環境を守るための地方、国、地域、及び国際的な取り組みを支援している。

2009 年、世界の政府は 2013 年までに完了するという目標の下に、世界水銀条約に関する交渉を開始することに合意した。世界の全ての地域の NGOs との協議及び情報収集の後に、IPEN は、なぜ水銀に関する世界条約が必要であるかを説明し、この条約の市民社会の見解を示す次の政策声明を採択した。

IPEN 2010 年 2 月 12 日

世界水銀条約に関する IPEN の見解

水銀はヒト健康と生態系へ著しい危害をもたらす世界が懸念する有害物質である。水銀が環境に放出されると、それは気流によって移動し、その後地上に戻り、ある時には最初の発生源の近くに、ある時にははるかに離れた地点に、落下する。水銀は土壌から排出されて小川、河川、湖、そして海に流れ込むことがあり、また海流と回遊生物によって運ばれることもある。

水銀が水生環境に入り込むと、微生物によってもっと有害なメチル水銀に変換される。この形態で水銀は食物連鎖に入り込んで蓄積し、魚や貝類を含む水生生物、さらには鳥類、哺乳類、そしてそれらを食べる人間の体内で生物濃縮する。ある魚類のメチル水銀の濃度は、その魚が生息する水中の水銀濃度よりも 100 万倍高いことがある[1]。

世界の環境中に入り込む水銀の 3 分の 1 は、火山の噴火など自然を発生源とするが、3 分の 2 あるいはそれ以上は人間の活動に由来する[2]。さらに、産業時代の開始以来、世界の大气、土壌、湖、河川、及び海洋中を巡る水銀の総量は 2~4 倍、増大している[3]。環境中のこれらの不自然に高い水銀レベルは生態系をかく乱し、世界中のあらゆる地域で人の健康に著しい危害を引き起こしている。

水銀は特にメチル水銀の状態の時にヒトに対して極めて有毒である。ヒトの胎芽、胎児、幼児、子どもは、水銀が神経系の発達を阻害するので、特に脆弱である。妊婦又は妊娠可能年齢の女性がメチル水銀で汚染された食物を食べると、この有毒汚染物質は胎盤関門を通過し胎児を暴露する。

胎児のメチル水銀の濃度は母親の濃度より高いことを研究が示している[4]。水銀はさらにヒト母乳中に存在して乳児が暴露する。早い時期に水銀に汚染された食物を食べる子ども達もまた影響を受ける。水銀は子ども達の脳と神経系の発達に有害影響を及ぼす。この暴露は、認知力と思考能力、記憶、注意、言語獲得、運動能力、及び視覚的空間認識力を減退させる[5]。

成人もまた、水銀への暴露により危害を受ける。最も水銀に暴露する人間の集団は、しばしば、貧しい人々であり、最も脆弱な人々であり、特に先住民、島住民、沿岸地域社会及びその他魚類又は海産物を蛋白源とする人々である。労働者もまた、ひどく水銀に暴露することがあり、それは特に小規模原始的な採鋳労働者とその家族である。さらに、水銀暴露は環境中の多数の生物を害し、生態系を乱すことがある。

水銀は多くの発生源から環境に放出される。発生源には水銀含有製品、産業プロセス、採鋳活動、金属精錬、石炭燃焼、セメントキルン、廃棄物投棄と焼却、汚染土地、火葬場、その他がある。水銀を含む、温度計、血圧計、気圧計、電池、電気スイッチ、様々なタイプの電子機器などの製品の多くは、代替物質及び代替法が利用できるにもかかわらず、現在でも広く製造され、世界中で取引されている。蛍光灯などいくつかの水銀含有製品にはコスト効果のある代替がまだ存在しないが、代替物は開発中であり、蛍光灯の製造時に使用され放出される水銀の量をよりよく管理すること、及び使用の寿命が尽きた時に製品廃棄の管理をよりよく行うことにより、水銀の放出を著しく低減する機会がある。非常に多量の水銀が、よい代替法があるにも関わらず、塩素アルカリプラントや触媒プロセスのような産業プロセスで使用され続けている。また多量の水銀は、非常に高いレベルの汚染と暴露を引き起こしているにもかかわらず、小規模採鋳で使用されている。多くの歯科医は水銀アガलगムを利用し続けているが、この方法をやめて十分に満足のいく代替法を使用している鹿医師もいる。最後になるが、ある文化では在来の医療、宗教的儀式及び/又は芸術作品中で使用され続けている。

水銀及びそのヒト健康と生態系に及ぼす著しく有害な影響について医学的及び科学的知識が増大するにつれ、人間の活動に由来する発生源からの水銀暴露を最小にし、廃絶するための行動の必要性に関する国際的な合意が増大している。しかし水銀は環境中を長距離移動し、また世界中で取引されているので、1国又は1地域だけの行動で、水銀汚染により引き起こされる危害から人々や環境を守ることは出来ない。開発途上国は特に影響を受けるが、それは彼らの国に貿易を通じて入り込んでくる水銀含有製品、余剰水銀、及び水銀廃棄物などを管理する能力がしばしば欠如し、彼らはまた、水銀廃棄物を適切に管理し、水銀で汚染された土地を浄化する能力に欠けるからである。

したがって、国際的な法的拘束力のある条約は、環境への水銀放出を効果的に管理して最小化し、余剰水銀の管理されない貿易を禁止し、水銀含有製品の製造と貿易を廃絶するという目的をもって最小化し、世界の水銀汚染総量を著しく削減することの出来る公正で平等な世界行動計画を開発し実施するために必要である。

条約

世界水銀条約の目標は、廃絶するという目的をもって人間活動に由来する水銀とメチル水銀の発生を最小にすることにより、人の健康と生態系を保護することである。条約は、水銀を使用及び/又は放出する産業プロセスを管理し、水銀含有製品を段階的に廃止し、水銀廃棄物を適切に管理し、水銀供給と貿易を抑制し、他の必要な措置をとることにより、水銀の放出を最小にすべきである。その目的は、世界の環境を循環する水銀の総量を産業革命以前のレベルに削減することであるとすべきである。

ヒト健康と生態系を守るために、条約は：

- その目的として、人間活動に由来する水銀の発生と放出を廃絶することにより、水銀からヒト健康と環境を守らなくてはならず、
- 子ども、妊娠可能年齢女性、先住民、北極地域社会、島住民及び沿岸地域社会、漁民、小規模金採鉱者、貧しい人々、労働者等、特に脆弱な集団を認め、
- 広範な視野を持ち、水銀の全ライフサイクルに目を向け、
- 環境に多量の水銀を放出する全ての水銀発生源と全ての人間の活動を管理することを目指し、
- 開発途上国と移行経済国が彼らの貧困削減という目標と妥協することなく彼らの条約義務を果たすことが出来るよう新たなそして追加的なリソースをもって適切に資金調達され予測可能な資金メカニズムを確立し、
- 水銀を含む又は使用する製品及びプロセスの廃止に対して実行可能な制限と期限を定めた免除を条件とする廃絶を前提とした管理措置を採用し、その間、残っている製品とプロセスのための標準と管理を確立し、
- 世界の水銀商業需要を削減し最小化し、
- 水銀の一次採鉱の禁止、既存の備蓄水銀及び塩素アルカリプラントから回収される全ての水銀の権限ある永久的で安全で監視された保管、及び、市場に残るかもしれない全ての水銀の発生源の適切な階層構造を明確にすることにより世界の水銀供給を削減し、
- 水銀及び水銀含有製品の国際的な貿易に関する効果的な管理を確立し、
- 水銀が自治体廃棄物、医療廃棄物、及び産業廃棄物に入り込むことを防止するための措置を含んで水銀と水銀化合物を含む廃棄物の管理のための環境的に適切な解決を義務付け、
- 既存の水銀汚染場所の改善と回収に目を向け、
- 医療分野における水銀使用の廃止を促進し、
- 最終的には廃絶する目的をもって歯科用水銀アマルガムの使用に対する代替を推進し、
- 水銀含有農薬を禁止し、
- 環境に水銀を放出する石炭燃焼発電所、セメントキルン、及びその他の燃焼プロセスのための利用可能な最良の技術(BAT)を合意されたスケジュールで導入すべく確立し、よい代替が実行可能で、利用可能で、手ごろな価格である場合、これらの発生源を段階的に廃止することを目指す、
- 環境に水銀を放出する石炭燃焼発電所の代替として再生可能な代替エネルギー源を促進し、
- 金採鉱、特に小規模金採鉱における水銀の使用を削減し廃絶するための効果的な方法の調査を開始し、
- 実験室、学校、その他研究所での水銀使用を最小化し、不適切な使用を禁止し、水銀の毒性に関する情報と水銀の取り扱いについての適切な技術を学校のカリキュラムに取り入れ、
- 新たな水銀使用を禁止し、
- 開発途上国及び移行経済国の必要性に目を向けることを特に強調しつつ、水銀を含む又は使用する製品及びプロセスの持続可能で、毒性のない代替の研究開発を推進し、
- 開発途上国及び移行経済国が水銀廃棄物及び余剰水銀の投棄場所とならないことを確実にし、
- 能力構築と技術移転のためのメカニズムを確立し、
- 各締約国は、水銀から公衆の健康と環境を守るために、水銀に関する供給、発生、廃棄、汚染場所の目録を含む国家実施計画を策定し実施することを求め、
- 市民社会は国家実施計画の開発と実施へ参加する機会を含む条約の開発と実施への積極的な役割を持つことを確実にし、
- 下記に関する知識と情報を改善し、供給し、交換するためのメカニズムを確立し、
 - 水銀放出、供給、使用

- ヒトと環境の水銀暴露
 - 環境監視データ
 - 水銀使用、放出、及び管理が及ぼす社会経済的影響
 - 製品、プロセス、及びその他の発生源における水銀使用の代替
- 水銀についての全ての科学的情報は定期的に更新され、公衆が時宜を得て適切な様式と言語で容易に利用可能とすることを確実にし、
 - 各締約国が定期的に自国の水銀目録を更新し、国家実施計画及び条約義務の実施の進捗に関して報告することを求める報告制度を確立し、
 - 環境とヒト体内の水銀の世界的な監視を含む条約の効果を評価するためのメカニズムを確立し、
 - 効果的で強制力のある条約遵守条項を確立する。

その他の考慮

水銀発生源の削減と廃絶は、早急で、整然として、公正であるべきである。条項はある期間にわたって段階的に導入されるかもしれないが、不必要な遅れがあるべきではない。

水銀の発生源と供給を削減し廃絶するための意味のある国際的な行動は世界水銀条約が採択され発効するまで遅らされるべきではない。むしろ適切に資金供給される国際的水銀管理プログラムが直ちに実行を開始されるべきである。また、ベースラインを確立し、地域に関連した情報の利用可能性を拡大するために、全ての地域で広範な環境監視のためのリソースを用意すべきである。

水銀は世界の全ての地域に影響を及ぼす世界的な問題なので、全ての国は世界水銀条約の交渉と実施の両方に重要な役割を持つ。

水銀条約とその実施は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、事前の情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約、及びその他を含む他の関連する国際的文書を補完すべきである。これらの条約との適切な相乗効果が開発されるべきである。

水銀条約は、将来、鉛やカドミウム、又は同様な世界の懸念である他の汚染物質を管理するために拡張することが出来るような条項を含むべきである。

先進国は、開発途上国及び移行経済国が彼らの条約義務を果たすために、十分な新たな追加的な財政的リソースと技術的支援を提供することを約束すべきである。

条約交渉プロセスはオープンで透明であるべきである。関連する NOGs や他の公益利害関係者の意味ある参加を可能にする条項が制定されるべきである。

水銀関連の段階的廃止への移行は、経済的及び社会的コストを最小にし、混乱を回避するために、計画に基づく整然とした管理体系を通じて進めるべきである。ある場合には、現在、水銀を環境に放出する行為に生計を依存している特定の労働者のグループや地域社会に対する移行支援及び/又は援助が必要かもしれない。

可能な場合には、水銀関連段階的廃止と浄化は、民間部門に対する特別の配慮をもつ責任ある当事者によりコストが共有される汚染者負担原則と首尾一貫すべきである。

水銀に対する行動は予防原則と首尾一貫すべきである。それは、胎児、子ども、その他脆弱な集団に向けられる特別の配慮をもって証拠の重みアプローチに依拠すべきである。

条約は、開発の権利(3)、開発過程における環境保護(4)、貧困の撲滅(5)、最貧国に対する優先(6)、持続可能な開発のための対応能力強化(9)、市民参加(10)、汚染及びその他の環境悪化の被害者への賠償(13)、投棄による環境的悪化を防ぐための各国の協力(14)、環境コストの内部化(16)、女性の重要な役割(20)、先住民の重要な役割(22)、その他を含む他の関連するリオ原則を反映すべきである。

条約の実施と財政の監視及び監督は公的に説明責任のある独立した組織により実施されるべきである。

専門化した施設を持つ地域の専門センターとネットワークが、水銀含有廃棄物の収集と管理の支援を提供するために設立されるべきである。これらの廃棄物を埋め立て処分及び固体廃棄物処分することを禁止すべきである。収集、輸送、処理に関する登録と報告のための統一されたシステムが確立されるべきである。

水銀のためのクリアリング・ハウスが設立されるべきである。それは、実際的な経験、科学的及び技術的情報、及び効果的な科学的、技術的、及び財政的協力と能力強化に役立つその他の情報を含む水銀についての関連情報への直接的アクセスを提供すべきである。市民社会組織はクリアリング・ハウスのためのパートナーであり重要な情報源であるであるとみなされるべきである。

条約は小規模零細金採鉱者の必要に特別の注意を払うべきである。条約は水銀の使用を最小にする又は避けるために効果的で適切な技術への彼らのアクセスに役立つべきである。実行不可能であることが実証されたなら、条約は彼らが代替の生計を確保できるよう支援するためのプログラムの確立を推進すべきである。

条約は、条約の実施にあたり、公益、健康、環境の利害関係者の効果的な参加を可能にし推進するための条項を含むべきである。

条約は、特に女性、子ども、労働者、小規模金採鉱者、貧者、主流でない者、及び教育のない者のために公共の情報、知識、教育を提供すべきである。条約はまた、先住民、北極地域社会、島住民及び沿岸地域社会、漁民、及び栄養摂取のために魚又は他の水銀汚染食物に依存している他の人々にも提供すべきである。

新たな研究が、水銀の発生源についての、及び水銀を離れた場所に運ぶための移動のメカニズムについての知識を拡大するために、必要に応じて支援されるべきである。公衆は、水銀の危険性、水銀の発生源、及び水銀含有製品の代替に関する政府及び民間部門の関連データを時宜を得て受けるべきである。

水銀含有製品、水銀依存の産業プロセス、及び水銀を環境に放出する他の活動に対する効果的で、毒性のない、手ごろな価格の代替を開発するために、新たな研究もまた支援されるべきである。

水銀汚染サイトを特定し、管理し、修復するためのメカニズムが確立されるべきである。これは影響を受ける労働者や地域社会のための適切な補償を含むかもしれない。

条約は加盟国に対し、ダムが建設され新たな地域が水没する時に、土壌中の水銀のメチル水銀への変換によって引き起こされる著しい健康と環境への影響を十分に考慮するよう要求すべきである。

感度の高いテスト技術と方法が、環境媒体、食物、及びヒトの水銀汚染を特定するために容易に利用可能であるようにすべきである。

政府間交渉プロセスへの IPEN の関与

IPEN は、条約交渉プロセスとその後の実施に参加する。

IPEN は、水銀、鉛及び恐らく他の重金属に関連する問題への当ネットワークの対応を支援するために、重金属ワーキンググループ(HMWG)を確立した。IPEN HMWG は水銀条約交渉、及びそれに引き続く発効後の条約実施における当ネットワークの効果的な参加を支援するであろう。世界水銀条約交渉に関心を持つ全ての IPEN 参加組織(POs)は IPEN HMWG に参加し、その仕事に寄与することを強く促される

交渉の間、IPEN は次のことを実施する。

- 交渉プロセスへの IPEN 参加組織(POs)の積極的な関与を促進し、ゼロ・マーキュリー・ワーキンググループ(ZMWG)、ヘルスケア・ウイズアウト・ハーム(HCWH)、バーゼル・アクション・ネットワーク(BAN)、焼却代替グローバル連合(GAIA)、環境のための国際医師連合(ISDE)等、関連する国際的な NGOs 及び NGO ネットワークと密接で協調的な作業関係を構築する。
- 水銀交渉に関連する IPEN の政策見解を開発し、全ての地域における NGOs と市民社会組織の中に、これらの政策の理解と支援を構築する。
- 全ての地域で水銀関連活動を促進し可能とするための戦略とリソースを開発する。
- 水銀により引き起こされる毒性の脅威について、また、効果的な水銀条約のために国際的な市民社会組織の支援を構築する狙いをもって、水銀条約の重要性について全ての地域で一般公衆を教育し関与させる努力を促進する。
- 戦略的で地に足がついた NGO の水銀関連活動と、世界交渉プロセスにおける世界的な IPEN の介在を支える情報の収集を容易にし、
- 強力に効果的な水銀条約のための国際的な支援を確実にすることを目指して、全ての地域で NGOs と彼らの政府との間の対話を促進し、
- 共通の目標を持つ他の NGOs、学界、その他と協力し、
- 多様で情報に基づく世界の NGO と市民社会の連合体のための基礎を拡大し構築するために働き、
- IPEN 内部、及び ZMWG、HCWH、BAN 及び他の関与する NGOs、NGO ネットワーク及び学界とともに主要な問題に関する合意協定を確実にするために働き、
- この見解文書、“世界水銀条約に関する IPEN の見解”の NGO 賛同を確保し、“IPEN 有害物質のない未来のための宣言”の NGO 賛同の確保を続け、
- IPEN を構築し強化し続ける。

以上

脚 1 Health Canada:

http://www.hc.sc.gc.ca/ewh_semt/pubs/contaminants/mercur/q47_q56_e.html

2 U.S EPA

http://www.epa.gov/mercury/control_emissions/global.htm

3 Health Canada

http://www.hc.sc.gc.ca/ewh_semt/pubs/contaminants/mercur/q1_q6_e.html

4 Stern AH, Smith AE (2003). An assessment of the cord blood: maternal blood methylmercury ratio: implications for risk assessment. Environ Health Perspect. 111(12):1465-70.

5 US EPA: <http://www.epa.gov/mercury/effects.htm>